【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等（第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨及び第六十三条第二項第五号に規定する業務の種別を届け出なければならない。

２　第六十三条第五項及び第六項並びに前条第三項の規定は、前項の規定による届出を行つた金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「金融商品取引業者等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条を除く。）及び第三款の規定

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）

第六十三条の三　適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等（第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨及び第六十三条第二項第五号に規定する業務の種別を届け出なければならない。

２　第六十三条第五項及び第六項並びに前条第三項の規定は、前項の規定による届出を行つた金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「金融商品取引業者等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条を除く。）の規定

二　第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務　第二節第一款（第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条を除く。）及び第三款の規定

（改正前）

（新設）